

# 浦安市行政評価条例 条文の考え方

浦安市

令和4年（2022年）4月

## 目 次

第 1 条（目的） .....	1
第 2 条（定義） .....	2
第 3 条（行政改革の基本理念） .....	3
第 4 条（行政評価の基本原則） .....	5
第 5 条（行政評価の実施） .....	8
第 6 条（市長の総合調整） .....	9
第 7 条（評価結果の公表） .....	10
第 8 条（評価結果の活用） .....	11
第 9 条（委任） .....	12

## 第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、行政改革の推進の重要性に鑑み、行政評価の基本原則及び行政評価に関する基本的な考え方その他必要な事項を定めることにより、行政運営の透明性を確保し、効果的かつ効率的な行政運営を行うことを目的とする。

### 【説明】

第1条では、本条例の目的について定めています。

本市を取り巻く社会環境が変化してきている中、次世代に大きな負担を残すことなく、将来を見据え、安定的・継続的に行政サービスを提供していくためには、行政資源の最適な活用を図るとともに不断の行政改革に取り組む必要があります。

このため、行政改革の推進の重要性を念頭に置きつつ、行政評価の基本原則及び基本的な考え方を明らかにし、評価結果を公表することにより行政運営の透明性を確保し、効果的かつ効率的な行政運営を実現することを目的とします。

また、浦安市行政基本条例では、第8条において、行政運営の基本方針の一つとして「行政評価」を規定しており、本条例は、この規定を踏まえたものとなっています。

### ● 浦安市行政基本条例

（行政評価）

第8条 市は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策や事業、予算編成、組織編成等に反映する。

2 市は、行政評価に当たっては、市民等が参加できるように努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。

3 前2項に定めるもののほか、行政評価に関する事項は、別に条例で定める。

## 第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 実施機関が実施し、又は関係する行政運営に関し、妥当性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことをいう。
- (2) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

### 【説明】

第2条では、本条例で使用する用語の意義について定めています。

#### 第1号（行政評価）

行政評価とは、市の施策や事業等の目的や目標を明らかにし、その成果や達成度などについて点検・評価を行い、評価結果を事業の見直しや予算編成、組織編成等に反映させていく仕組みをいいます。

第1号では、市が実施した施策や事業の特性に応じて、妥当性や効率性、有効性等の必要な観点から評価を行うことを規定しています。

#### 第2号（実施機関）

本条例で対象とする「実施機関」の範囲を規定しています。

### 第3条（行政改革の基本理念）

（行政改革の基本理念）

第3条 市は、最少の経費で最大の効果を挙げるように行政運営を行わなければならない。

2 市は、効果的かつ効率的で質の高い行政運営を行うため、行政資源を最適に活用しなければならない。

3 市は、技術革新の進展等の社会経済情勢の変化に的確に対応することができるよう、行政改革を推進しなければならない。

#### 【説明】

第3条では、本市の行政改革の根幹的な考え方となる「基本理念」について定めています。

この基本理念は、本条例における一つの条文としてだけでなく、「行政改革大綱」の考え方をはじめ、市が実施する施策や事業その他行政運営全般に関する行政改革の基本的な考え方を示しています。

#### 第1項

健全な財政状況の維持するため、さらなる事務・事業の効率化を進めるとともに行政改革を単なるコスト削減・効率化の取り組みとするのではなく、事業の効果の向上が期待できるものについては、優先度を見極め必要な措置を講じることが規定されています。

#### 第2項

行政においては、活用できる資源を「人・組織（＝人）」、「公有財産（＝モノ）」、「予算（＝金）」、「情報（技術）」「地域資源」の5つと捉え、限りある行政資源を最適に活用していくことが重要であることを規定しています。

#### 第3項

情報技術や産業技術といった技術革新の進展や人口構造の変化等の社会経済

情勢の変化に的確に対応することが必要であり、重要な視点であることから行政改革の基本理念として規定しています。

- **浦安市行政基本条例**

(行政改革)

第5条 市は、行政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、より質の高い行政サービスを提供するため、行政資源を最適に活用する。

- **浦安市行政改革大綱（平成31（2019年）年3月）**

**改革の方向性**

- (1) 最少の経費で最大の効果を挙げる
- (2) 行政資源を最適に活用した行政運営を行う

## 第4条（行政評価の基本原則）

（行政評価の基本原則）

第4条 市は、前条に規定する行政改革の基本理念を踏まえて、行政評価を行うものとする。

2 行政評価は、行政運営の透明性、公平性及び客観性が確保されるよう、当該行政評価の対象の特性に応じた合理的な手法を用いて、可能な限り定量的に行うものとする。

3 実施機関の職員は、行政評価を通じて、市民の視点に立って、その所管する事務を、成果重視の観点その他当該行政評価の対象の特性に応じて必要な観点から見直すとともに、常に意識改革及び政策形成能力の向上に努めるものとする。

### 【説明】

第4条では、行政評価の3つの「基本原則」について定めています。

「P l a n（計画）⇒D o（実施）⇒C h e c k（点検・評価）⇒A c t（改革・改善）」のマネジメントサイクルが相互に連動した仕組みを実践していくための基本原則を規定するものです。

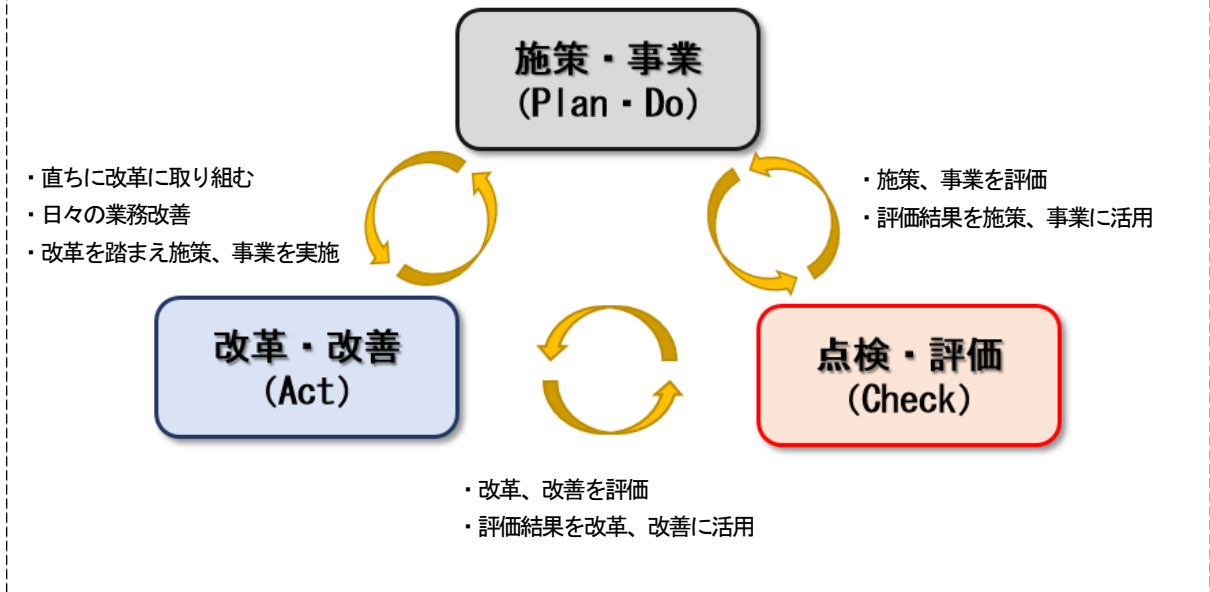
### 第1項

行政改革の重要性を念頭に置き、行政改革の基本理念を踏まえて、行政評価を行うことを規定しています。

また、行政評価は、行政運営や行政改革に対してどのように貢献するのが重要であり、行政運営や行政改革に役立つ情報を提供する手段として位置付けられます。

その一方で、評価しない改革も存在することや、改革自体を評価するといったことも想定されることから、本市では、一方通行の「P D C Aサイクル」としてだけでなく、それぞれが相互に連動する相関関係として整理しています。

【参考】「施策・事業」「点検・評価」「改革・改善」の相関関係



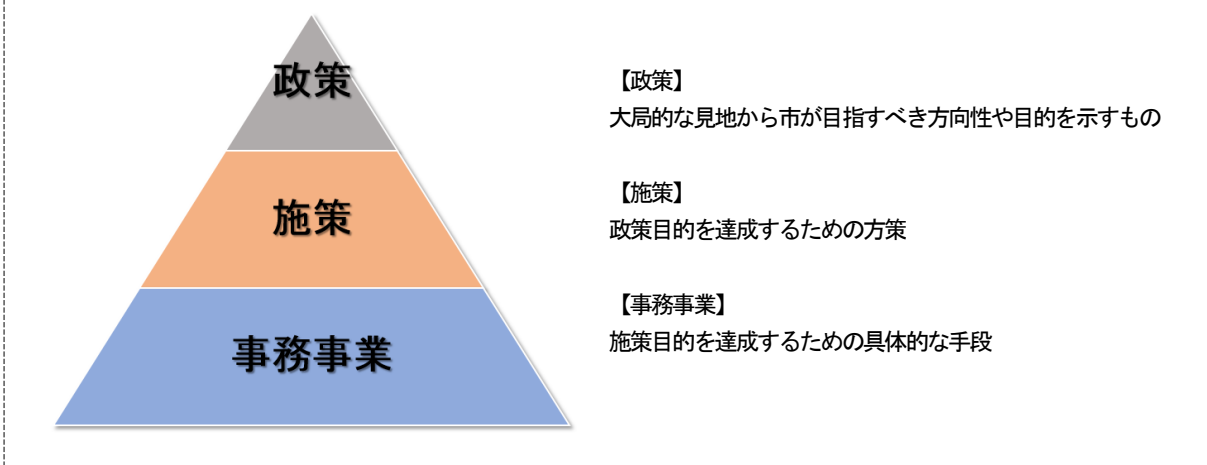
第2項

行政評価を行うに当たっては、客観的な基準や指標を用いるなど、誰に対しても分かりやすく理解されやすい評価制度とすることで透明性、公平性及び客観性を確保するものです。

また、「政策」「施策」「事務事業」といった評価の対象に応じ、その範囲や手法が非効率にならないよう合理的に実施することを規定しています。

さらに、分かりやすさを考慮し、なるべく定量的に実施するとともに、必要に応じて、第三者による外部評価を行うよう努めるものです。

【参考】「政策」「施策」「事務事業」の体系





### 第3項

職員は、事業を実施することだけではなく、実施した結果が本当に市民のためになっているか、適正な業務執行の視点を持つことが重要です。

この成果重視の評価を通じて、職員が市民の満足度を最大限に高めるために何が必要なのか、目標達成のために何が足りないかといった視点を常に意識するとともに、評価の過程から得られる志向を政策立案に繋げるなど、政策形成能力の向上に努めることを規定しています。

#### ● 浦安市行政基本条例

(行政評価)

第8条 市は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策や事業、予算編成、組織編制等に反映する。

2 市は、行政評価に当たっては、市民等が参加できるよう努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。

3 前2項に定めるもののほか、行政評価に関する事項は、別に条例で定める。

## 第5条（行政評価の実施）

（行政評価の実施）

第5条 実施機関は、行政評価の実施に当たっては、市の財政状況及び社会  
経済情勢に応じ、行政評価の対象、手法その他の必要な事項を定めて行う  
ものとする。

### 【説明】

第5条では、行政評価の実施について定めています。

財政状況及び社会経済情勢など本市を取り巻く様々な環境が変化する中においても、その時々に応じ対応していくことが重要です。

評価の実施に当たっては、市の現状を的確に捉えて、その時に実施するべき評価の対象や手法について、十分に検討し定めて行うことを規定しています。

## 第6条（市長の総合調整）

（市長の総合調整）

第6条 市長は、他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

### 【説明】

第6条では、市長の総合調整について定めています。

行政評価は、第1条の目的の実現に向け、市全体で取り組むことが重要です。

評価への取り組みを推進するため、実施機関が実施する行政評価について、横断的な視点や市内全体の取り組みを見据え、市全体としての一体性を確保する観点から市長の総合調整について規定しています。

## 第7条（評価結果の公表）

（評価結果の公表）

第7条 市長は、行政評価の結果を公表するものとする。

2 市民は、行政評価の結果に対し、意見を述べることができる。

### 【説明】

第7条では、評価結果の公表について定めています。

#### 第1項

行政運営の透明性を確保するためには、行政評価の結果について広く市民に公表することが重要です。

そのため、市民に対する説明責任を果たす観点から、評価結果の公表について規定しています。

#### 第2項

評価結果を市民と共有することだけではなく、市民からの意見を求めることで行政評価制度の質の向上が促されるとともに、制度自体の信頼性の向上を図ることから規定するものです。

## 第 8 条（評価結果の活用）

（評価結果の活用）

第 8 条 実施機関は、効果的かつ効率的で質の高い行政運営を行うため、行政評価の結果を施策や事業、予算編成、組織編成等に活用し、継続的に行政改革を推進するものとする。

### 【説明】

第 8 条では、評価結果の活用について定めています。

行政評価においては、評価すること自体が目的とならないよう、評価結果が有効な情報として活用されることが重要です。

行政評価制度の実効性を高めていく観点から、行政評価の結果が施策や事業、予算編成、組織編成等へ反映されるよう、評価結果の活用について規定しています。

また、行政評価と行政改革は相互に連動する相関関係である一方で、行政評価は行政改革に役立つ情報を提供する手段でもあることから行政評価と行政改革の関係性を整理し、安定的・継続的で、より質の高い行政サービスの提供に繋げていくことを定めています。

## 第9条（委任）

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 【説明】

第9条では、行政評価の実施に係る必要な事項については、別途定めることを規定しています。

---

## 浦安市行政評価条例 条文の考え方

令和4年(2022年)4月

浦安市 総務部 総務課

〒279-8501

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

電話 047-351-1111

<http://www.city.urayasu.lg.jp>